|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種類 | 届出の種類 | 添付書類 |
| 訪問介護 | ①施設等の区分  ・通院等乗降介助 | ・道路運送法の許可証の写し  ・運賃の認可証の写し  ・二種免許取得者の免許証の写し  ・二種免許取得者のヘルパー研修修了書の写し  ・車両の写真（車両ナンバー、車体の表示が確認できるもの）  ・車両の車検証の写し  ※提出後、別途運営規程の変更が必要になります。  （訪問介護の内容に通院等乗降介助を明記） |
| ②定期巡回・随時対応サービスに関する状況 | ・定期巡回・随時対応サービスに関する状況等に係る届出書（別紙８）  ・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定通知書の写し（指定を受けている場合のみ）  ・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備計画書  （指定を受けていない場合のみ） |
| ③高齢者虐待防止措置実施の有無 | 【添付書類不要】 |
| ④特定事業所加算  （Ⅰ）①～⑥  （Ⅱ）①～⑤  （Ⅲ）①～⑥  （Ⅳ）①～⑤  （Ⅴ）① | 1. 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ）に係る届出書（訪問介護事業所）（別紙９）　又は特定事業所加算（Ⅴ）に係る届出書（訪問介護事業所）（別紙９―２）   ★当該届出書にある各要件を満たす場合については、それぞれ根拠（※）となる書類も提出してください。   * 研修計画表（様式は問いません。） * 利用者情報や留意事項の伝達等を目的とした会議の計画書（書式は問いませんが開催日は記載してください。）   ②従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）  　※届出日前一月のもの  　※生活支援型訪問サービスの従事時間は除くこと。  　※区分（Ⅲ）、（Ⅳ）において、勤続年数７年以上の者の占める割合により算定する場合は、その者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。  ③資格証の写し（介護福祉士、実務者研修修了証、介護職員基礎研修課程修了証、１級課程修了証）  ④人材要件に係る算出表（参考様式２２）　又は  人材要件に係る算出表（参考様式２２－１）  ⑤実務経験証明書（参考様式２９）  　※（Ⅱ）においては、サービス提供責任者の実務経験を選択した場合に添付  　　（Ⅲ）、（Ⅳ）においては、勤続年数７年以上の者の占める割合により算定する場合に添付  ⑥重度要介護者等対応要件の割合に関する計算書  （特定事業所加算（Ⅰ）・（Ⅲ））（別紙９－３）  ※（Ⅰ）、（Ⅲ）において、重度要介護者等対応要件」①  を選択した場合に添付 |
| ⑤共生型サービスの提供 | 【添付書類不要】 |
| ⑥同一建物減算 | ・訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙１０）  　※同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提  供（利用者５０人以上））に該当する場合を除く。 |
| ⑦特別地域加算 | 【和歌山市はなし】 |
| ⑧中山間地域等における小規模事業所加算 | 【和歌山市は非該当】 |
| ⑨口腔連携強化加算 | ・口腔連携強化加算に関する届出書（別紙１１） |
| ⑩認知症専門ケア加算  （Ⅰ）（Ⅱ） | ・認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙１２）  ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）  ※加算算定開始月のもの。  ※認知症介護に係る研修修了者の氏名に朱書きでアンダーラインを引くこと。  ・認知症介護に係る研修の修了証の写し |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種類 | 届出の種類 | 添付書類 |
| 予防給付型  訪問サービス | ①高齢者虐待防止措置実施の有無 | 【添付書類不要】 |
| 1. 同一建物減算 | ・訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書（別紙１０）  ※同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供  （同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者５０  人以上））に該当する場合を除く。 |
| 1. 特別地域加算 | 【和歌山市はなし】 |
| ④中山間地域等における小規模事業所加算 | 【和歌山市は非該当】 |
| ⑤口腔連携強化加算 | ・口腔連携強化加算に関する届出書（別紙１１） |